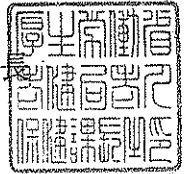


老老発第 0430001 号  
平成 20 年 4 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用に関する省令」（平成 12 年厚生省令第 20 号）の一部が改正され、平成 20 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）について別紙のとおり改正し、同日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。